（物件名）におけるマンション管理委託契約に係る

*本同意書についてはひな形であることから、同意書の様式及び内容は本様式に制限されない。ただし、本同意書とは異なる自社で定める同意書を用いる場合、同意書の内容については、本様式の内容を満たす必要がある。*

契約成立時の書面の電磁的方法による交付に関する同意書

掲題の契約に関し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下、「マンション管理適正化法」という。）第７３条に規定する契約成立時の書面について、電磁的方法により交付することを、別添の各項目について理解の上、同意いたします。

社会実験実施事業者

　　　　年　　月　　日

実施事業者： ××××××××管理株式会社

（責任者名） 　　　　　　　　　　　　　　印

契約成立時の書面作成者

　　　　年　　月　　日

実施事業者： ××××××××管理株式会社

管理業務主任者： 　　印

 当該物件の契約成立時の書面交付の相手方

　　　　年　　月　　日

（組合名）

（氏名） 　　　　　　印

契約成立時の書面における電磁的方法による交付に係る同意事項

別添

作成者

**（管理業者名）**

**（管理業務主任者名）**

１．電磁的方法による交付書面の位置づけ

①　マンション管理適正化法第７３条に規定する契約成立時の書面について、ＩＴ利活用の拡大の観点から、（一社）マンション管理業協会において電磁的方法により交付することについての社会実験（以下、「本社会実験」という。）を行うこととなりました。本社会実験では、契約成立時の書面を電磁的方法により交付することを、（一社）マンション管理業協会の定める「契約成立時の書面の電磁的方法による交付に係る社会実験のためのガイドライン」に則って実施します。

２．当社、説明の相手方の責務

①　社会実験の結果検証のため、本社会実験における交付を受ける相手方は、契約成立時の書面について、電磁的方法により交付された直後に**別紙で定めるアンケート調査**に書面もしくは電子ファイルにて回答し、当社に速やかに提出しなければなりません。また、その結果については、国土交通省及び（一社）マンション管理業協会に提出されます。

②　本契約について発生した全てのトラブル及びクレームは、当社によりその内容が国土交通省及び（一社）マンション管理業協会に報告されます。

３．契約成立時の書面について、電磁的方法による交付方法について

①　契約成立時の書面おける電磁的方法による交付については、交付する当社、交付を受ける相手方の同意の上で実施されます。したがって、当社、交付を受ける相手方のいずれもが契約成立時の書面について、電磁的方法により交付することに同意した場合にのみ実施されます。

②　契約成立時の書面について、電磁的方法により交付した場合であっても、現行規定に則り、書面による交付を行います。

４．電磁的方法による交付において用いる情報ツールについて

①　契約成立時の書面における電磁的方法による交付について、当社が用いる情報ツールは、以下のとおりです。

**（当社が使用する電子署名サービス等のシステム名・アプリケーション名等）**

②　当社及び交付を受ける相手方は、情報ツールのトラブル等により、契約成立時の書面について、電磁的方法による交付に必要なＩＴ環境が用意できなくなった場合、契約成立時の書面について、電磁的方法による交付を中止します。

③　当社が用意した機器やアプリケーション等について、交付を受ける相手方において不明点が生じた場合には、当社の責任において対応することとします。

④　当社が用意した機器やアプリケーション等以外の機器等について、交付を受ける相手方において不明点が生じた場合には、交付を受ける相手方の責任において対応することとします。

⑤　４．③及び④以外に障害や不明点が生じた場合には、当社及び交付を受ける相手方が協議の上、対応することとします。

５．情報管理について

①　本契約の対象物件の交付を受ける相手方に関する個人情報については、**当社が定める個人情報保護に関する規程**に則り、取得、利用、管理いたします。

②　５．①の規定に関わらず、４．①で定める電子署名サービスの利用に際しては、同サービスを提供する**株式会社×××××が定める（別紙の）個人情報保護規約**に同意したものとします。

③　契約成立時の書面における電磁的方法による交付において、取得されるアンケート調査票、同意書等については、その利用を社会実験の効果検証の目的のために限定し、国土交通省及び（一社）マンション管理業協会以外の第三者には提供されません。ただし、（一社）マンション管理業協会が設置するＩＴ活用等に係る社会実験結果の検討会において、個人が特定されない形で活用される場合があります。

以上